

大津市会計年度任用職員募集要項
【職種：教育支援員（教育相談員） 大津市教育支援センター】

令和8年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1人（週21時間勤務）

2 募集職種 教育支援員（教育相談員） 大津市教育支援センター

3 業務内容

子どもの情緒不安や集団にうまく入れないなどの課題および子育てに悩む市内在住の保護者や教職員等、また悩みを持つ市内在住の児童生徒を対象に、以下の業務を行う。

- (1) 来所面談における保護者や児童生徒および教職員への教育相談
- (2) 電話による保護者や児童生徒および教職員への教育相談
- (3) 上記にかかる事務（パソコンを使った資料作成、データ入力業務）
- (4) その他、所長の指示する事項

【業務内容の変更範囲】：なし

4 募集対象

- (1) 幼稚園教諭・小学校教諭・中学校教諭のいずれかの免許保有者
- (2) 幼稚園・小学校・中学校のいずれかで3年以上の教員経験があること
- (3) 教育支援センター等における教育相談の経験があれば尚可
- (4) パソコン（ワード・エクセル）の操作が行えること
- (5) 窓口や電話等における接遇対応業務に従事可能であること

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和8年2月24日（火）から令和8年3月10日（火）まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の提出先へ直接電話連絡してください。

令和8年3月10日（火）までに下記の①～③の書類を提出してください。（直接提出可）郵送で提出する場合は、特定記録、または簡易書留で送付してください。

ただし、令和8年3月10日（火）の締切日に応募された場合は、試験日当日に下記の①～③の書類を持参してください。

①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）

②写真を貼付した履歴書

③資格を証するもの（写し）

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【提出先】〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階

大津市教育支援センター 「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-527-5525

7 選考日時及び選考会場

令和8年3月11日（水）15時30分～ 明日都浜大津1階 大津市教育支援センター

（大津市浜大津四丁目1番1号 ※京阪電車びわ湖浜大津駅から徒歩約3分）

※当日は公共交通機関をご利用ください。車でお越しの場合、駐車料金は自己負担となります。

※公共交通機関の遅延等が生じた場合は、別途対応します。

8 選考方法

面接試験及び筆記試験の総合判定

9 結果の発表

受験者本人宛に、選考から7日以内に、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 採用後、1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	<input type="checkbox"/> 原則あり <input checked="" type="checkbox"/> 原則なし
勤務地	大津市浜大津四丁目1番1号 大津市教育支援センター
勤務地変更の可能性	<input type="checkbox"/> あり → () <input checked="" type="checkbox"/> なし
勤務日	週3日（月、水、金曜日）を基本とし、シフトにより所属長が指定する日
休日	火曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 1年目5日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週21時間勤務（1日7時間×週3日）8時50分～16時50分 休憩60分
基本給	日額 11,139円～12,291円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限日額2,619円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：翌月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。